

[事案 25-14] 高度障害保険金支払請求

・平成 25 年 8 月 23 日 裁定打切り

<事案の概要>

高度障害保険金を請求したところ、契約前発病を理由に不支払いとなったが、納得できないので、高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 3 月に契約転換した終身保険にもとづき、網膜色素変性症を原因とする両眼視力障害を理由として高度障害保険金を請求したところ、「網膜色素変性症は、責任開始時に発症している」として不支払いとなったが、以下の理由により、高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) 医師に確認したところ、昭和 63 年当時、網膜色素変性症との確定的な診断はなされておらず、治療も行われていない。
- (2) 平成 4 年の転換前契約の契約時、「鳥目」であることを告知しており、当時極めて著しい視力障害が生じていた。しかし、保険会社は、何ら付帯条件も付さずに保険加入を認め、平成 10 年にも特別条件等付さずに契約転換が行われている。当時の保険会社の診査医や募集人等による体況報告等から、保険会社は私の体況を了知していたはずであり、その上で、私の保険加入を認めているはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、昭和 63 年 10 月に眼科を受診した際、医師から、「両眼とも、網膜の萎縮、色素遊出が著明」、「網膜全体に色素遊出、骨小体様変化」が認められるとして、網膜色素変性症と診断されている。よって、申立人は、遅くとも同月（責任開始前）には、高度障害の原因となる網膜色素変性症を発症していたことは明らかである。
- (2) 平成 4 年および同 10 年の契約の告知の際に、申立人から「鳥目」であるとの告知を受けていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、厳格な証拠調手続をもたない当審査会において裁定を行うことは適当ではないと判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 本件の争点について

本件の争点は、申立人の上記視力障害の原因である網膜色素変性症の発症時期が責任開始時以後であるかどうかである。問題は、網膜色素変性症の確定診断がいつなされたかということではなく、客観的に網膜色素変性症の発症した時期が責任開始前なのか責任開始以後なのか、ということである。

2. 以下の理由により、網膜色素変性症が責任開始時以後に発症した疾病であると認定することは困難である。
 - (1) 病院作成の平成 14 年 9 月付受診状況等証明書によると、申立人の（両眼）網膜色素変性症の発病年月日は昭和 62 年とされている。
 - (2) 上記病院以外の医院作成の平成 21 年 2 月付障害診断書には、両眼視力障害の原因である網膜色素変性症の発病日として「患者申告」として平成元年頃と記載されている。
3. 以下の理由により、申立人の網膜色素変性症が責任開始時以後に発症した疾病である可能性も否定することはできないが、網膜色素変性症の発症が本契約の責任開始時以後であると認定するためには、医学鑑定の実施や、関係者の証人尋問が不可欠となる。
 - (1) 申立人代理人が、上記病院の医師から聴取した平成 24 年 9 月付事情聴取書には、「診療録には昭和 63 年 10 月時点で網膜色素変性症という傷病名が記載されているものの、蛍光眼底法による撮影と網膜電位図の検査は行われていないようなので確定診断とはいえない」との趣旨が記載されている。
 - (2) 同事情聴取書によると、昭和 63 年当時、主治医が網膜色素変性症との傷病名を付した理由は、「保険診療上、『網膜色素変性症』という傷病名をつけなければ、各種の検査を実施することができなかつたからだと思う」旨の記載がある。